

■27 年度／後援会活動報告

①2015 年 6 月 5 日 (金)

第 2 回目となる自転車マナーパンフレットを配付しました。6 月 1 日から自転車走行に対する取り締まりと罰則が強化された事を、保護者と生徒指導部の両方の立場から説明する内容となっています。

②2015 年 6 月 8 日 (月)

体育祭賞を授与しました。後援会会長による授与を予定していましたが、雨による日程の変更で PTA の清川会長、小池副会長のお二方に後援会代理として授与をお願いしました。

③2015 年 9 月 12 日 (土)

文化祭においてオリジナル「スイコーノート」を販売しました。一冊の作成単価をさげるために 500 冊を作成、うち 107 冊を販売。残りは 28 年度の文化祭において再販と、2016 年の学校説明会時の後援会協賛金集めの際にご協力金への粗品としての活用を予定。

④2016 年 2 月 26 日 (金)

卒業式予行演習時に高田会長より「皆勤賞」の表彰状と図書カード(2,000 円)を 13 名に授与しました。

ちなみに 26 年度の皆勤者は 11 名でした。

⑤2016 年 3 月 18 日 (金)

学校説明会時に後援会活動の目的と活動内容のご説明とご協力依頼を高田会長より保護者に向けて行いました。また説明会終了時から協賛金(寄付金)のお願いを行い、スイコーノートをご協力金への粗品としてお渡ししました。

⑥2016 年 3 月 24 日 (木)

28 年度からの後援会会計を学校事務より引き上げの申し入れ、受理されました。また、現後援会規約役員に教員が充てられていることに対して教育委員会より指導を受けている事から、教員を外した規約改定の依頼を受けました。

※規約改定につきましては裏面をご覧ください。



教育委員会からの意見書	後援会からの意見書	教育委員会からの意見書
<p>1. 教育委員会からの意見書</p> <p>2. 教育委員会からの意見書</p> <p>3. 教育委員会からの意見書</p> <p>4. 教育委員会からの意見書</p> <p>5. 教育委員会からの意見書</p> <p>6. 教育委員会からの意見書</p> <p>7. 教育委員会からの意見書</p> <p>8. 教育委員会からの意見書</p> <p>9. 教育委員会からの意見書</p> <p>10. 教育委員会からの意見書</p>	<p>1. 後援会からの意見書</p> <p>2. 後援会からの意見書</p> <p>3. 後援会からの意見書</p> <p>4. 後援会からの意見書</p> <p>5. 後援会からの意見書</p> <p>6. 後援会からの意見書</p> <p>7. 後援会からの意見書</p> <p>8. 後援会からの意見書</p> <p>9. 後援会からの意見書</p> <p>10. 後援会からの意見書</p>	<p>1. 教育委員会からの意見書</p> <p>2. 教育委員会からの意見書</p> <p>3. 教育委員会からの意見書</p> <p>4. 教育委員会からの意見書</p> <p>5. 教育委員会からの意見書</p> <p>6. 教育委員会からの意見書</p> <p>7. 教育委員会からの意見書</p> <p>8. 教育委員会からの意見書</p> <p>9. 教育委員会からの意見書</p> <p>10. 教育委員会からの意見書</p>

教育委員会の改善を求める意見書

平成27年度 大阪府立吹田高等学校後援会収支決算報告書

大阪府立吹田高等学校後援会

収入の部

単位：円

科 目	金 額	摘 要
繰越金	368,817	平成26年度から繰越
寄付金	84,000	
雑収入（文化祭売上）	11,970	
預金利息	99	
合 計	464,886	

支出の部

単位：円

科 目	金 額	摘 要
会議費	7,806	
交通費	2,640	
消耗需用費	16,472	賛助金用封筒、名札、プラケース代等
体育祭	15,396	体育祭賞品代
パンフレット印刷費	29,873	自転車マナーアップパンフレット代
文化祭販売物品代	58,532	スイコーノート等代
皆勤賞	30,997	賞品（賞状、図書カード）代等
繰越金	303,170	平成28年度へ繰越
合 計	464,886	

■28年度／PTA後援会活動予定

①2016年6月1日(水) 体育祭賞の授与 5月25日(水)清川会長と生徒会の打ち合わせを行い、対象競技種目と賞品を何にするか?が話し合われます。											
②2016年9月 スイコーノート販売 5月14日現在の在庫数は右記の通り。	<table border="1"> <tr> <td>20冊パック×14包</td> <td>240冊</td> </tr> <tr> <td>バラ</td> <td>11冊</td> </tr> <tr> <td>賛助金引換パック</td> <td>64冊</td> </tr> <tr> <td>見本(文化祭用)</td> <td>2冊</td> </tr> <tr> <td>残冊合計</td> <td>355冊</td> </tr> </table>	20冊パック×14包	240冊	バラ	11冊	賛助金引換パック	64冊	見本(文化祭用)	2冊	残冊合計	355冊
20冊パック×14包	240冊										
バラ	11冊										
賛助金引換パック	64冊										
見本(文化祭用)	2冊										
残冊合計	355冊										
③2017年2月 皆勤賞の授与											
④2017年3月 入学説明会での活動説明と協賛金集め											
⑤行事開催時に協賛金集めを予定しています。 ※備考:平成17年度までの後援会記録には体育祭や文化祭での集金活動があったようです。											

■28年度／PTA後援会活動予算(案)

★印:活動収入予定／※印:昨年度の支出入額を参照

科 目	収 入	支 出
繰越金及び28年度賛助金合計	348,524	—
体育祭賞(6月1日)	—	15,396 ※
文化祭ノート販売(9月)	10,000 ★	—
皆勤賞(29年2月)	—	32,994 ※
活動報告お手紙・協賛金封筒作成費	—	9,936 ※
協賛金領収書・広報用カラーコピー	—	665 ※
協賛金集め(29年3月)	44,400 ★※	—
残 高	343,933	

※役員および賛助会員の活動における交通費等や随時の協賛金集めによるの支出入額は未定

■PTA後援会規約改定について

紙面の都合上、改訂箇所のみご説明します。文中の「ゴシック体」の部分が加筆修正した箇所となります。
改訂規約の全文をご入用の方は後援会までお知らせください。

PTAと一緒に活動する事が多く、補佐的な役割が高まっている事から他校の後援会規約を参考にし、PTAと協力する後援会であることを明記し、第3条、4条にも合致するよう、後援会はPTAの一部であることを明確に示しました。

27年度の実行委員会において「後援会」という名称を「PTA後援会」として浸透させたいと起案。今回の改訂からPTAを加筆しました。

大阪府立吹田高等学校 PTA後援会 規約

第1条 名称及び事務局

本会は大阪府立吹田高等学校PTA後援会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 目的

- 本会は**本校PTAと協力し、本校生徒**の教育活動の振興及び発展に寄与し**後援**する。

第3条 会員要件 ●

本会の会員は、正会員と賛助会員をもって構成する。

1. 正会員は、本校PTA会員とする。
2. 賛助会員は、**本校卒業生の保護者及び本会の目的に賛同した者とする。** ●

第4条 入会方法 ●

1. 正会員は、**本会の目的に賛同した者を会員とする。** ●
2. 賛助会員は、入会申込書の提出により**役員会の承認を得て**単年度の入会とする。

第5条 役員構成

本会に次の役員及び顧問を置く。

1. 役員 会長 1名
副会長 1名(書記を兼任)
会計 1名 ●
会計監査 1名 ●
顧問 若干名

教育委員会の指導により旧規約にあった(うち1名は事務[部]長)(うち1名は教頭)を削除しました。

附則

この規約は**平成28年5月28日の総会報告後**から施行する。

平成14年9月1日改正
平成20年2月23日改正
平成28年5月10日改正

施行日付の変更と規約改正の日付を改変、加筆しました。

- ①条件や仕組みを理解しやすくするために「要件」「方法」という平易な単語を加筆しました。
- ②後援会のメンバーは本部役員や委員経験者しかかなり手がない現実であることから、卒業生の保護者という具体的な文言を加筆しました。
- ③旧規約ではPTAになれば自動的に正会員として後援会会員であると明記されていましたが、それでは任意加入が前提の団体として問題があることから、入会拒否が可能な「賛同した者」という文言を加筆しました。
- ④また旧規約の申込書さえ提出すればOK!という曖昧な承認ではなく、役員会に可否の権限がある事を示す「役員会の承認」という一文を加筆しました。